

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和2年10月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>【国民健康保険法に基づく以下の事務】</p> <p>①国民健康保険加入者の資格状況の把握を行い、証関係(被保険者証・短期証・資格者証・限度額認定証)の発行、送付</p> <p>②国民健康保険の高額療養費、出産育児一時金等の保険給付に関する事務及び管理事務</p> <p>③被保険者の所得情報の照会、負担区分の判定</p> <p>④県内の市町間の資格継続業務</p> <p>⑤県内の市町間の高額該当回数引き継ぎ業務</p> <p>⑥オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>⑦その他上記事務に関連する事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、国民健康保険税ファイル、宛名管理ファイル、収納ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二第1の項・第2の項・第3の項・第4の項・第5の項・第17の項・第26の項・第27の項・第30の項・第33の項・第39の項・第42の項・第43の項・第44の項・第45の項・第46の項・第58の項・第62の項・第80の項・第87の項・第93の項・第106の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法19条第7号別表第二 第42の項・第43の項行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・第26条</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西条市 福祉部 国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西条市総務部総務課 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 0897-56-5151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西条市福祉部国保医療課 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 0897-52-1447

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月17日	I.3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という) 第9条(利用範囲) 第1項 別表第一第30の項	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	主務省令の記述に変更
平成29年1月17日	I.4.情報②法令上の根拠	番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第二(第1の項・第2の項・第3の項・第4の項・第5の項・第17の項・第26の項・第27の項・第30の項・第33の項・第39の項・第42の項・第43の項・第44の項・第45の項・第46の項・第58の項・第62の項・第80の項・第87の項・第93の項・第106の項)	【情報提供の根拠】 番号法 第19条第7号 別表第二 第1の項・第2の項・第3の項・第4の項・第5の項・第17の項・第26の項・第27の項・第30の項・第33の項・第39の項・第42の項・第43の項・第44の項・第45の項・第46の項・第58の項・第62の項・第80の項・第87の項・第93の項・第106の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42の項・第43の項 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・第26条	事後	主務省令の記述に変更
平成29年1月17日	II.1.対象人数 いつの時点の係数か	平成27年8月1日	平成28年8月31日	事後	定期見直しによる変更
平成29年1月17日	II.2.取扱者数 いつの時点の係数か	平成27年8月1日	平成28年8月31日	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	I.1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム	国民健康保険システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、国保情報集約システム、次期国保総合システム	事後	国民健康保険制度改革による追加
平成31年3月18日	I.2.特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険税ファイル、宛名管理ファイル、収納ファイル	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険税ファイル、宛名管理ファイル、収納ファイル、国保資格取得特捜年月日ファイル	事後	国民健康保険制度改革による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月18日	I.5.評価実施機関における担当部署①部署	西条市 保健福祉部 国保医療課	西条市 市民環境部 国保医療課	事後	組織改編による変更
平成31年3月18日	I.5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	国保医療課長 近藤 功	国保医療課長	事後	様式記載項目変更による変更
平成31年3月18日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	西条市保健福祉部国保医療課 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 0897-52-1447	西条市市民環境部国保医療課 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 0897-52-1447	事後	組織改編による変更
平成31年3月18日	II.1.対象人数 いつの時点の係数か	平成28年8月31日.	令和30年8月1日.	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	II.2.取扱者数 いつの時点の係数か	平成28年8月31日.	令和30年8月1日.	事後	定期見直しによる変更
平成31年3月18日	IV リスク対策			事後	評価書の様式の一部改正による、新規記載
令和2年10月13日	I.1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	【国民健康保険法に基づく以下の事務】 ①国民健康保険加入者の資格状況の把握を行い、証関係(被保険者証・短期証・資格者証・限度額認定証)の発行、送付 ②国民健康保険の高額療養費、出産育児一時金等の保険給付に関する事務および管理事務 ③被保険者の所得情報の照会、負担区分の判定 ④その他上記事務に関連する事務	【国民健康保険法に基づく以下の事務】 ①国民健康保険加入者の資格状況の把握を行い、証関係(被保険者証・短期証・資格者証・限度額認定証)の発行、送付 ②国民健康保険の高額療養費、出産育児一時金等の保険給付に関する事務及び管理事務 ③被保険者の所得情報の照会、負担区分の判定 ④県内の市町間の資格継続業務 ⑤県内の市町間の高額該当回数引き継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 ⑦その他上記事務に関連する事務	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月13日	I.1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、国保情報集約システム、次期国保総合システム	国民健康保険システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことに伴う変更
令和2年10月13日	I.3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことに伴う変更
令和2年10月13日	I.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第1の項・第2の項・第3の項・第4の項・第5の項・第17の項・第26の項・第27の項・第30の項・第33の項・第39の項・第42の項・第43の項・第44の項・第45の項・第46の項・第58の項・第62の項・第80の項・第87の項・第93の項・第106の項 【情報照会の根拠】 番号法19条第7号別表第二 第42の項・第43の項行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・第26条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第1の項・第2の項・第3の項・第4の項・第5の項・第17の項・第26の項・第27の項・第30の項・第33の項・第39の項・第42の項・第43の項・第44の項・第45の項・第46の項・第58の項・第62の項・第80の項・第87の項・第93の項・第106の項 【情報照会の根拠】 番号法19条第7号別表第二 第42の項・第43の項行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・第26条 【オンライン資格確認の準備業務】 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月13日	I.5.評価実施機関における 担当部署①部署	西条市 市民環境部 国保医療課	西条市 福祉部 国保医療課	事後	組織改編による変更
令和2年10月13日	I.8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	西条市市民環境部国保医療課 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 0897-52-1447	西条市福祉部国保医療課 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 0897-52-1447	事後	組織改編による変更